

院外処方移行のお知らせ

現在、厚生労働省は医薬分業をすすめており、既に多くの病院・診療所では院外処方への移行が進んでいます。

当院におきましても、開院以来院内処方を継続してまいりましたが、**令和2年12月1日(火)**より、投薬を「院外処方」に移行させていただくこととしました。患者様には診察終了後、会計窓口にて「院外処方せん」をお渡しします。ご希望の保険薬局にお持ちいただき、お薬を受け取っていただきます。なお、当院入口にも令和2年12月1日より、「安佐病院前薬局」を開設予定となっております。

「院外処方」にすると・・・

- ①薬の専門家である薬剤師から薬の説明や服薬指導を受けることができます。
- ②「かかりつけ薬局」では、他の医療機関で処方された薬との相互作用や飲み合わせについても説明を受けることができ、薬の安全性が一層確保されることになります。

※自立支援ご利用の方は指定調剤薬局になります。

皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◆院外処方せんを受け付けしている薬局は「保険薬局」「保険調剤薬局」「処方せん受付」などの看板のある薬局です。

◆院外処方せんの有効期間は、処方日を含めて4日間です。(日曜・祝祭日も4日の中に含まれます)

当院の薬剤師は、入院患者様の服薬指導、治療薬剤の説明、注射薬の調合などに専念し、より質の高い医療を提供できるように取り組んでまいります。

